

管理者の専決処分事項に関する条例

平成27年2月20日条例第4号

最終改正：令和6年5月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、管理者がこれを専決処分することができる。

- (1) 訴訟物の価格が5,000,000円以下の訴訟及び不動産の管理上必要な訴訟の提起
- (2) 目的物の価格が5,000,000円以下の和解及び調停
- (3) 1件100,000円以内において法第243条の2の8第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること
- (4) 1件5,000,000円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること
- (5) 1件100,000円未満の権利放棄に関すること

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の管理者の専決処分事項に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和6年5月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。